ACSES ニュースレター_２４２１号（2022 年 12 月１日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（26 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇大阪 豊中「小学校で異臭」の通報 児童 20 人搬送〈放送報道〉／大阪の小学校、異臭原因判明せず　22 人搬送、臨時休校に〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車)〈消費者庁〉
・シラウオ生食で寄生虫か　青森で百人超が皮膚病変〈Web 報道〉
・宮台真司さん、切られ重傷　都立大敷地内、男逃走―背後から襲撃か、複数箇所けが・警視庁〈Web 報道〉
・労働基準関係法令違反に係る公表事案〈厚生労働省〉
◇事故、事件の続報
・医療事故で謝罪…手骨折で手術『処置怠り一時心肺停止』今も意識不明　大阪公立大病院〈放送報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・救急搬送困難 4263 件、4 週連続増〈Web 報道〉
・7 割の米菓工場に法令違反、新潟　6 人死亡火災で労働局が調査〈Web 報道〉
・熱中症アラートの強化検討　極端な高温に警戒促す、環境省案〈Web 報道〉
・消防予第 573 号　二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドラインの策定について〈総務省消防庁〉
・消防予第 574 号　消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について〈総務省消防庁〉
・「令和４年度石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の 結果および表彰式の実施〈総務省消防庁〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１３１７報）〈厚生労働省〉
[原子力施設全般]
・原発事故「故郷変容」賠償対象に　居住制限区域など、過酷避難も〈Web報道〉
・原発事故が起きたら、迅速に避難できますか？　訓練で見えた課題は…〈新聞報道〉
・原発事故の避難者に宿舎退去命令　福島地裁、貸し出し終了で〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等」に関する告示について〈厚生労働省〉
◇第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（厚生労働省告示第 341 号）〈官報〉
[4] 高圧ガス保安法等の一部改正関係
◇高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 363 号）〈官報〉
◇高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第 364 号）〈官報〉
[5] 令和５年度版の少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の申出手続、電子申出の提出マニュアルの公表

天人草（テンニンソウ）

◇令和５年度版の少量新規化学物質の申出手続、電子申出の提出マニュアルの公表〈経済産業省〉
◇令和５年度版の低生産量新規化学物質の申出手続、電子申出の提出マニュアルの公表〈経済産業省〉
［6］環境関連法改正情報
◇環境関連法改正情報：2022 年 10 月改正情報〈産業環境管理協会〉
［7］食品安全衛生関係
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（令和４年 11 月 22 日生食発 1122 第１号）〈厚生労働省〉
◇みその表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委員会・消費者庁告示第 11 号）〈官報〉
◇食品表示法に基づく食品表示基準の一部改正に係る消費者委員会への諮問について〈消費者庁〉
◇食品安全関係情報を更新しました（最新２週間（令和４年 10 月 22 日～令和４年 11 月４日）の海外情報）〈内閣府食品安全委員会〉
◇食品安全情報(化学物質)No.24(2022)〈国立医薬品食品衛生研究所〉
［8］エネルギー問題
◇米国で合成メタン製造・輸入へ　国内供給の 1%、東京ガスなど４社〈新聞報道〉
［9］調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　５件　　［公募結果、意見募集結果］　５件　［統計資料］　４件
［10］その他省庁発表　　３件
［11］関連会議などの開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　７件　　［開催記録、報告、資料等］　６件
［12］その他
◇インフルエンザ、感染症関係：10 件　　◇その他：３件

****

［1］***化学物質関係事故、事件関係***

◇大阪 豊中 「小学校で異臭」の通報 児童 20 人搬送
＜NHK　2022 年 11 月 29 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221129/k10013906991000.html
29 日午前、大阪 豊中市の小学校で異臭がすると通報があり、児童 20 人が気分が悪いと訴えて病院に搬送されました。いずれも症状は軽いということで警察や消防は異臭の原因などを詳しく調べています。
29 日午前９時すぎ、大阪 豊中市の市立豊南小学校で異臭がすると、学校の関係者から消防に通報がありました。
消防によりますと、授業を受けていた７歳から 11 歳の児童あわせて 20 人が気分が悪いと訴え、病院に搬送されましたが、いずれも症状は軽いということです。
小学校では全校児童と教職員を体育館に移動させたあと、児童は迎えに来た保護者に引き渡し下校させていて、学校には連絡を受けた保護者が次々と訪れていました。
消防は、異臭がしたという建物で検知器を使って異常がないか調べていますが、これまでのところガスなどは検出されていないということです。
警察や消防は異臭の原因などを詳しく調べています。
午前 11 時前に NHK が撮影した映像では、小学校のグラウンドに救急車と消防車が合わせて 10 台以上、停車していて消防隊員たちが校舎を出入りしている様子がうかがえます。
また、保護者が次々と迎えに来ていて、児童が上履きのまま下校していました。
小６男子児童「テスト中 校内放送で体育館に避難指示」
迎えに来た母親とともに学校から出てきた小学６年生の男子児童は「教室でのテスト中にみんなが『臭い』と言

い出し、校内放送で体育館に避難するよう指示がありました。何があったのかを聞いたら、『原因は分からない』と言われました」と話していました。

・大阪の小学校、異臭原因判明せず　22 人搬送、臨時休校に
＜共同通信　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.47news.jp/news/8629879.html
　大阪府豊中市立豊南小で児童 33 人が体調不良を訴え、22 人が搬送された異臭騒ぎで、学校側は 29 日、全校児童約 290 人を下校させ臨時休校とした。豊中市消防局が府警と共に異臭の原因を調べたが特定できず、同日午後に調査を打ち切った。学校側は安全が確認されたとして 30 日に授業を再開すると明らかにした。
　消防隊員らが硫黄臭の訴えがあった南校舎のほか、理科室や家庭科室がある北校舎にも有毒ガス検知器を持ち込んだが硫黄などの成分は検出されなかったという。
　府警などによると 29 日午前 8 時 55 分ごろ、教員が南校舎で硫黄のような臭いに気付き、約 20 分後に校長が 119 番した。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(電動アシスト自転車)
＜消費者庁　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031298/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_221129_01.pdf
特記事項:ブリヂストンサイクル株式会社が販売した電動アシスト自転車用バッテリー(「電動アシスト自転車」として公表)のリコール(回収・交換)
１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
　（うちガストーチ１件)
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故　：１件
　（うち電動アシスト自転車１件)
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：　13　件
　（うちリチウム電池内蔵充電器２件、除湿機３件、電気洗濯機１件、液晶ディスプレイモニター１件、直流電源装置（パソコン用）１件、電気洗濯乾燥機１件、靴１件、シュレッダー１件、ＩＨ調理器１件、エアコン１件)

・シラウオ生食で寄生虫か　青森で百人超が皮膚病変
＜共同通信　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.47news.jp/news/8630885.html
　青森県は 29 日、寄生虫に起因してかゆみや腫れが出る「皮膚爬行症」とみられる患者が 9 月下旬以降、県内で約 130 人に上ったと明らかにした。多くの人が淡水魚のシラウオを生食しており、一部の検体からは寄生虫の一種「顎口虫」を確認。県は顎口虫が皮膚の下をはうことで起きた症状とみて、生食をしないよう注意を呼びかけている。
　県によると、いずれも命に別条はない。患者の多数が、小川原湖（青森県東北町）名産のシラウオを生で食べていた。
　顎口虫の幼虫が寄生する淡水魚や動物の肉を加熱せずに食べると、幼虫が皮下組織に移動し、かゆみや腫れを引き起こすことがある。

・宮台真司さん、切られ重傷　都立大敷地内、男逃走―背後から襲撃か、複数箇所けが・警視庁
＜時事ドットコム　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022112900983&g=soc
　２９日午後４時２０分ごろ、東京都八王子市南大沢の東京都立大南大沢キャンパスで、職員が男に刃物で切り付けられたと１１０番があった。警視庁によると、被害に遭ったのは同大教授で社会学者の宮台真司さん（６３）。首と背中を複数箇所切られるなどして重傷だが、命に別条はないとみられる。同庁捜査１課は殺人未遂事件とみて、逃げた男の行方を追っている。
　同課などによると、男はキャンパス敷地内で宮台さんの頭を後ろから殴った上、刃物のようなもので首付近な

どを切り付け、徒歩で逃走した。

男は２０～３０代とみられ、身長１８０センチ前後で、黒っぽいジャンパーと黒いズボン姿。

宮台さんは専門の社会学だけでなく、政治や文化、サブカルチャーなど幅広い分野を扱う。自民党と世界平和統一家庭連合（旧統一教会）の問題などについてもメディアで積極的に発信している。

同大ホームページによると、宮台さんは同日午後４時１０分までの講義を受け持っている。同大は「警察の捜査に協力し、事実確認をしている」とコメントを出した。

・労働基準関係法令違反に係る公表事案

＜厚生労働省　2022年11月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/151106.html

---

◇事故、事件の続報

・医療事故で謝罪…手骨折で手術『処置怠り一時心肺停止』今も意識不明　大阪公立大病院

＜MBS NEWS　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.mbs.jp/news/kansainews/20221129/GE00047104.shtml

3 年前に大阪市立大学病院で、全身麻酔で骨折の手術をした男性への処置を怠り、男性が一時心肺停止になっていた医療事故について、病院側が会見を開き、事故があったことを明らかにしたうえで謝罪しました。男性は今も意識不明の状態です。

病院などによりますと、2019 年に当時の大阪市立大学病院で、右手首を骨折した男性（当時 79 歳）が全身麻酔で手術を受けた後、鎮静薬などを投与されました。男性は容態が急変して一時心肺停止になりましたが、心拍などを測る機器が繋がれておらず、医師が看護師に“多めに投薬したこと”を説明していなかったことから発見が遅れたということです。男性は今も意識不明です。

病院の内規では、重大な医療事故は「報道機関等を通じて公表する」としていますが、ホームページ上での掲載に留まっていました。

11 月 29 日に当時の大阪市立大学病院（現：大阪公立大学附属病院）が会見を行い、事故があったことを公表し謝罪を行いました。また、記者会見などがこれまで開かれなかった点については公表基準について「誤解していた」と話しました。

（大阪公立大病院　中村博亮　医学部・付属病院長）

「医療事故から、3 年近くも経過しての報道機関への公表となりましたのは、令和 3 年 8 月に当院のホームページ上に今回の事故の件をアップロードしたことにより、規則上の公表を完了したと誤解しておりましたが、患者様のご家族からのご指摘により、報道機関への公表となったという経緯がございます。今回このような事態を深くお詫び申し上げます」

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・救急搬送困難 4263 件、4 週連続増

＜共同通信 2022 年 11 月 29 日＞　https://www.47news.jp/news/8629900.html

総務省消防庁は 29 日、救急車の到着後も搬送先が決まらない「救急搬送困難事案」が、21～27 日の 1 週間に全国の主な 52 消防で計 4263 件あったと発表した。前週より 18%増え、4 週連続で増加した。

・7 割の米菓工場に法令違反、新潟　6 人死亡火災で労働局が調査

＜共同通信　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.47news.jp/news/8629652.html

新潟労働局は 29 日、新潟県内の米菓製造工場の約 7 割で避難口に障害物が置かれるなど労働安全衛生法違反に当たる事例が見つかり、是正勧告したと発表した。従業員 6 人が死亡した三幸製菓の工場火災を受け、調査していた。

労働局によると、県内に 36 ある工場のうち、7 工場で避難口や表示に不備があり、6 工場で適切な場所に消火器が置かれないなどしていた。

労働局が 3 月に県内の米菓業者に安全管理体制の自主点検を要請したところ、約 7 割の工場で不備が見つかったため、抜き打ちでの調査を進めていた。

・熱中症アラートの強化検討　極端な高温に警戒促す、環境省案

＜共同通信　2022 年 11 月 28 日＞　https://www.47news.jp/news/8626100.html

環境省は 28 日、熱中症リスクが特に高まった際に気象庁と共同発表している「熱中症警戒アラート」について、数十年に１度といった極端な高温の際は、さらに強い警戒を促す新たな情報を発表する案を有識者検討会で示した。

アラートは気温や湿度、日差しの強さから算出し、熱中症との相関性が高いとされる「暑さ指数」を活用している。現状は死者や重症者が急激に増える指数 33 以上になると想定されれば、都道府県単位で前日夕や当日朝に発表する。

新たな情報は、極端な高温で健康に重大な支障が生じる恐れがある場合での発表を想定。主な指標とする暑さ指数の数値は今後検討する。

・消防予第 573 号　二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドラインの策定について（令和４年 11 月 24 日）

＜総務省消防庁　2022 年 11 月 24 日＞　https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/221124_yobou_3.pdf

消防予第 5 7 3 号

令和４年 11 月 24 日

各都道府県消防防災主管部長

東京消防庁・各指定都市消防長}　　殿

消防庁予防課 長

（公印省略 ）

二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドラインの策定について（通知）

令和２年 12 月から令和３年４月にかけて全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）に係る死亡事故が相次いで発生したことを受けた「特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会」における検討結果（別添報告書）を踏まえ、別紙１のとおり、「二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）をとりまとめたので通知します。

つきましては、下記の留意事項を踏まえ、関係者への指導に活用ください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

１　二酸化炭素の性状等について、別紙２のとおりとりまとめたので、ガイドラインに係る関係者への指導等の際に、必要に応じて情報提供されたいこと。

２　ガイドラインに掲げられている事項は、二酸化炭素の誤放出により人的被害が発生する事故のリスクを低減するため、消防法令に定める安全対策を更に充実するためのものであること。

３　二酸化炭素消火設備を設置している既存の防火対象物にあっても、消防法令に定める安全対策に加え、ガイドラインに定めるところにより、安全対策の更なる充実を図ることが望ましいこと。また、消防法令の規定によらず、二酸化炭素消火設備を自主設置している防火対象物についても同様であること。

４　二酸化炭素以外のガスを消火剤とする不活性ガス消火設備やハロゲン化物消火設備を設置する防火対象物にあっても、消火剤の誤放出による事故のリスクを低減するため、消防法令に定める安全対策に加え、必要に応じてガイドラインに定める事項を踏まえ、安全対策の更なる充実を図ることが望ましいこと。

５　「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて（通知）」（平成９年８月 19 日付消防予第 133 号・消防危第 85 号。以下「133 号通知」という。）は、今後、危険物施設に設置する二酸化炭素消火設備についてのみ適用することとし、危険物施設に設置するもの以外の二酸化炭素消火設備については、133 号通知によらず、本通知を適用すること。

・消防予第 574 号　消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（令和４年 11 月 24 日）
＜総務省消防庁　2022 年 11 月 24 日＞　https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/221124_yobou_2.pdf

消防予第 574 号
令和４年 11 月 24 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長}　　殿

消防庁予防課長

消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）

「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」(令和４年９月 14 日付け消防予第 416 号)により、消防法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第 305 号。以下「改正政令」という。)、消防法施行規則の一部を改正する省令（令和４年総務省令第 62 号。以下「改正省令」という。)、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（令和４年消防庁告示第５号)、消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づく登録講習機関の行う講習に係る基準の一部を改正する件（令和４年消防庁告示第６号)、消防法施行規則第三十三条の十七第三項の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に関し必要な細目の一部を改正する件（令和４年消防庁告示第７号）及び不活性ガス消火設備の閉止弁の基準（令和４年消防庁告示第８号。以下「閉止弁基準」という。）の公布について通知したところです。

改正政令による改正後の消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「新令」という。）及び改正省令による改正後の消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第６号。以下「新規則」という。）の運用について、下記のとおり留意事項をまとめましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただきますようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

１　全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）に関する事項

(1)　起動装置について

新規則第 19 条第５項第 14 号イ(ﾛ)の規定中「消火剤の放射を停止する旨の信号を制御盤へ発信するための緊急停止装置」については、「二酸化炭素消火設備の安全対策に係る制御盤等の技術基準について（通知)」（平成４年２月５日付け消防予第 22 号・消防危第 11 号）別紙２「二酸化炭素消火設備の操作箱の基準」第３（４）に示す「消火剤の放出を停止できるスイッチ」等の装置が想定されること。

なお、当該装置は、消火剤の放射開始までの間に操作することで消火剤の放射を停止するものであり、消火剤放射開始後に消火剤の放射を停止するものではないことについて、建物関係者から建物利用者及び工事・点検等の作業者に対する注意喚起を図るよう周知されたいこと。

(2)　自動式の起動装置について

新規則第 19 条第５項第 16 号イ(ﾛ)の規定中「二以上の火災信号により起動するもの」については、一の火災信号は自動火災報知設備の感知器から制御盤に、他の火災信号は消火設備専用に設ける感知器から制御盤に入る方式、消火設備専用として設ける複数の感知器から複数の火災信号が制御盤に入る方式等が想定されること。

(3)　閉止弁の設置について

新規則第 19 条第５項第 19 号イ(ﾊ)に規定する閉止弁の設置は、新令第 36 条の２第１項に規定する「消防設備士でなければ行ってはならない工事」に該当するものであり、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条の 14 の規定に基づく届出が必要であること。また、これを設置した場合は、法第 17 条の３の２の規定に基づく届出及び検査が必要であること。

(4)　標識の設置について

ア　新規則第 19 条第５項第 19 号イ(ホ)の規定中「二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所」は、当該貯蔵容器を設ける場所となる室及び防護区画の各々の外側のみが該当すること。

イ　防護区画の出入口等に既に注意銘板が設置されている場合、新規則第 19 条第５項第 19 号イ(ホ)に定める基準を満たす標識であるか確認し、当該基準を満たさない注意銘板が設置されている場合は、当該注意銘板に代えて、当該基準を満たす標識を新たに設ける必要があることを建物関係者に周知されたいこと。

ウ　新規則第 19 条第５項第 19 号イ(ホ)に規定する標識の設置は、新規則第 33 条の２の２に規定する「その他これらに類するもの」に該当するものであること。また、法第 17 条の３の２の規定に基づく届出及び検査は不要であること。

(5)　維持の基準について

ア　新規則第 19 条の２第１号又は第２号に規定する状態を維持するため、閉止弁を閉止又は開放する操作や自動手動切替え装置を手動に切り替える操作は、工事又は整備に該当しないものであること。

イ　新規則第 19 条の２第１号イ及び第２号の規定中「工事、整備、点検その他の特別の事情により防護区画内に人が立ち入る場合」には、二酸化炭素消火設備以外の工事、整備又は点検のために防護区画内に人が立ち入る場合も該当するものであること。

ウ　新規則第 19 条の２第１号に規定する状態を維持するための閉止弁を閉止又は開放する操作や同条第２号に規定する自動手動切替え装置を手動に切り替える操作が適切に行われていないことにより、これら各号に規定する状態が維持されていないと認められるときは、工事、整備、点検等を委託する場合でも、防火対象物の関係者で権原を有するものについて、法第 17 条第１項に規定する消防用設備等の維持義務の違反となり、法第 17 条の４に規定する命令（行政処分）の対象となり得るものであること。

２　消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届書に添付する書類に関する事項新規則第 31 条の３及び第 33 条の 18 の規定の運用についての留意事項は、別途通知する予定であること。

３　その他

(1)　二酸化炭素以外のガスを消火剤とする不活性ガス消火設備やハロゲン化物消火設備に閉止弁を設置する場合は、閉止弁基準に適合する閉止弁を設置しても支障ないこと。

(2)　危険物施設に設置されている二酸化炭素消火設備については、今回の改正は適用しないこととしており、追って措置する予定であること。

・「令和４年度石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の 結果および表彰式の実施

＜総務省消防庁　2022 年 11 月 29 日＞

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/8a0cac7084604b2ce9b6cf1e6627f21ef4b58521.pdf

石油コンビナート等における特定事業所の防災要員の技能及び士気の向上を図るため、標記の技能コンテストを実施しました。

出場された 35 組織から、最優秀賞、優秀賞、奨励賞及び特別賞を決定しましたので別紙１のとおり発表します。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１３１７報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）

＜厚生労働省　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=a46hHCW6oJQKiP_5Y

１　自治体の検査結果

岩手県、宮城県、仙台市、山形県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、文京区、横浜市、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、大阪市、香川県

※ 基準値超過　なし

２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果

※ 基準値超過　１件

No.　37　　福島県　　イノシシ　　(Cs　:　140 Bq / kg)

３　国立医薬品食品衛生研究所における検査

※　基準値超過　なし

[原子力施設全般]

・原発事故「故郷変容」賠償対象に　居住制限区域など、過酷避難も

＜共同通信　2022 年 11 月 28 日＞　https://www.47news.jp/news/8624540.html

文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会（原賠審）は 28 日、国が「中間指針」で示した東京電力福島第 1 原発事故の賠償基準の見直しを協議した。賠償対象を広げ、居住制限区域と避難指示解除準備区域に、故郷や生活基盤が変容してしまったことに対する精神的損害を認める方針で一致した。事故直後の過酷な状況での避難に関し、賠償を認めることも決めた。

見直しは 2013 年 12 月以来となる。原賠審は議論を踏まえ、東電の賠償範囲を定めた中間指針の「第 5 次追補」などの形で示す方針。

賠償対象の拡大として検討されている主な項目は、「ふるさと変容」の対象地域や、過酷な避難などの五つ。

・原発事故が起きたら、迅速に避難できますか？　訓練で見えた課題は…

＜朝日新聞　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQCX6KKCQCXPTIB004.html

中国電力島根原発 2 号機（松江市）で重大事故が起きたとの想定で、避難先への住民移動を伴う防災訓練が今月、島根、鳥取両県などで行われた。実際の事故に備えた避難の課題は見えてきたのか。(野田佑介、大久保直樹)

インロックしたパトカーが避難の障害に

鳥取県は 28 日、米子、境港両市や県警、陸上自衛隊などと、訓練の課題を検証する会議を開いた。

今回の訓練では、住民の避難バスを先導するパトカーが動けなくなってバスの進路をふさぐトラブルがあった。市外に避難する境港市民の集結所となった旧小学校敷地内で、境港署員がパトカー車内に鍵を残したまま降車し、ドアが自動でロックされた。現場は道幅が狭く、住民らを乗せたバスは敷地外に出られず、出発が約 1 時間遅れたという。

会議で、鳥取県警警備 2 課の永島剛課長は「私どもの不注意で訓練が遅延し、ご迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます」と陳謝。再発防止に向けた指導を徹底する考えを示した。

また当日、避難ルートの山陰道が交通事故で一時通行止めとなり、住民らは国道へうかいした。会議では、故障車両などへの対応や交通情報の共有の方法などを確認し、整理する必要があるとした。

このほか、緊急時モニタリング訓練で車両の部品や個人線量計に不備があったことや、要支援者の避難で福祉車両の取り扱いに戸惑ったことなどが課題として上がり、今後の訓練に生かすことを確認した。

県は今後、訓練で得た改善点や教訓をまとめ、地域防災計画や広域住民避難計画を修正する。県原子力安全対策課の木本達也課長は「ハプニングを前向きにとらえ、訓練と検証を繰り返して避難計画の実効性を高めたい」と話す。

島根県知事、訓練規模の拡大に難色

島根県内での訓練では大きな…

・原発事故の避難者に宿舎退去命令　福島地裁、貸し出し終了で

＜共同通信　2022 年 11 月 30 日＞　https://nordot.app/970146336195051520

東京電力福島第 1 原発事故の自主避難者への貸出期間が終了した後も、東京都江東区の国家公務員宿舎「東雲住宅」に住み続けているとして、福島県が居住者の女性に退去と損害賠償を求めた訴訟の判決で、福島地裁（小川理佳裁判官）は 29 日、請求通り退去を命じた。約 150 万円と明け渡しまで月約 3 万 9 千円の支払いも命令した。

訴状によると、女性は、国の避難指示はなかった福島県広野町から避難し東雲住宅に入居。応急仮設住宅としての無償提供終了に伴い、2017年4月から2年間は家賃を支払ってきた。19年3月末で賃貸契約が切れた後も退去を拒み、住み続けたとしている。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 11 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29474.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年 11 月 30 日版）

＜厚生労働省　2022 年 11 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29472.html

---

◇マスコミ報道

・死者 200 人超、9 月以来　コロナ、12 万 9 千人感染

＜共同通信　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.47news.jp/news/8630321.html

国内で 29 日、新たに 229 人の新型コロナウイルス感染者の死亡が報告された。1 日当たりの死者が 200 人を超えるのは 9 月 13 日以来で、今月に入り急増。累計も 5 万人に迫っている。地域別の死者数は北海道で過去最多の 58 人、東京 11 人、愛知 10 人などだった。

29 日に全国で新たに確認された感染者数は 12 万 9899 人。前週の同じ曜日から 5 千人以上増え、岩手と秋田で過去最多を更新した。地域別の感染者数は東京 1 万 4680 人、愛知 9854 人、北海道 9702 人など。

厚生労働省によると、全国の重症者は前日より 12 人増えて 334 人だった。

[対策・予防]

◇省庁発表

・一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について更新しました。

＜厚生労働省　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Z4KtECm2rJgGhOP1Y

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの Q&A について、更新しました。

＜厚生労働省　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=-x4xjLUqMASaGGlpY

・同時検査キットの市販を決定　新型コロナとインフル、厚労省

＜共同通信　2022 年 11 月 28＞　https://www.47news.jp/news/8625920.html

新型コロナウイルスとインフルエンザの感染の有無を同時に調べる検査キットに関し、厚生労働省は 28 日、医療用を一般用にして薬局やインターネットで市販することを決めた。同日開かれた厚労省の医療機器・体外診断薬部会が販売に関するガイドライン案を了承した。今後、メーカーが国に製品の承認申請をし、12 月にも市販が始まる。

厚労省は「医療機関への供給が最優先なので、当面は一般への供給量は限られる」としている。

部会では、インフルエンザは発症初期はウイルス量が少ないため「検査の仕方やタイミングによっては偽陰性となる、ということなどを周知する必要がある」との意見が出た。

◇大学等関係

・収入減の学生を応援　青森大で「100 円定食」　30 日まで

＜アサヒシンブン　2022 年 11 月 26 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQCT6QSQQCSULUC00H.html

学生支援企画「100 円定食」が 24 日から、青森市幸畑 2 丁目の青森大学レストランで始まった。新型コロナウイルス感染拡大の影響でアルバイトが減り、物価高にも直面しているため大学後援会が企画した。30 日まで（土日休み）。

通常 450 円の日替わり定食のランチが 100 円になるもので、差額は後援会が負担する。1 日 500 食限定で、24 日のメニューは、ハンバーグのプレートに、ご飯とみそ汁、小鉢がついた。

ソフトウェア情報学部 1 年の関根蓮さん（19）は、市内の自宅から車で約 30 分かけて通学。ガソリン代をバイ

ト代でまかなっているものの、最近の価格高騰で困っていたという。「助かります」と話した。

・学校給食「適切な対策行えば会話可能」通知の方針 文科省

＜NHK　2022 年 11 月 29 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20221129/k10013907061000.html

新型コロナ対策の基本的対処方針で「黙食」の記述がなくなったことをうけ、文部科学省は給食の時の過ごし方について、適切な対策を行えば会話は可能だとする通知を都道府県の教育委員会などに出す方針を固めました。

政府はこれまで、新型コロナ対策の基本的対処方針で「飲食はなるべく少人数で黙食を基本とする」などと明記していましたが、今月 25 日の変更でこの記述が削除されました。

これを受け、文部科学省は 29 日にも、給食の時の過ごし方などについての通知を全国の教育委員会などに出す方針を固めました。

通知では、基本的対処方針の変更について説明するとともに、文部科学省のマニュアルでも必ずしも「黙食」を求めていないことを改めて伝えるということです。

そのうえで「座席配置の工夫や適切な換気の確保などの措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒などの間で会話を行うことも可能」などとして、地域の実情に応じた取り組みを検討するように求める方針です。

また、マスクの着用をめぐっても、児童や生徒の心情に配慮したうえで、マスクを外す場面を設けたり、体育の授業などでは外すように促したりするなどの取り組みも伝える方針です。

学校での新型コロナ対策をめぐっては「継続した対策が必要だ」という声がある一方、「黙食やマスクなどが子どもたちのストレスやコミュニケーション不足の一因になっている」という声もあり、意見が分かれています。

****

[3] 「第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等」に関する告示について

＜厚生労働省　2022 年 11 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29393.html

厚生労働省は、本日、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等について告示を行いました。

今年５月に公布された労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第91号）により、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく新たな化学物質管理が定められました。その一環として、作業場所が第三管理区分と区分された場合の規制が強化されました。第三管理区分とは、作業場所での有機溶剤等の作業環境測定の結果による区分で、空気中の有機溶剤等の濃度の平均が管理濃度を超えるなど、作業環境管理が適切でないと判断される状態です。

これにより、作業環境管理専門家の意見を聴き、環境の改善が困難であると判断されたなどの場合は、有機溶剤等の測定の結果に基づき、呼吸用保護具を適切に選択、使用すること等が事業者に対し義務付けられました。

この告示は、空気中の有機溶剤等の濃度測定、呼吸用保護具の使用や呼吸用保護具が適切に使用されているかどうかの確認方法について定めたものです。

■告示のポイント

１	有機溶剤等の濃度測定 個人サンプリング法（労働者の身体に試料採取機器を装着して行う測定方法）による作業環境測定等や個人ばく露測定の方法、その試料採取方法と分析方法を規定。
２	有効な呼吸用保護具の使用 有効な呼吸用保護具として、測定結果に応じた要求防護係数（労働者がばく露される濃度が基準値の何倍かを示す係数）を上回る指定防護係数を有するものでなければならないことを規定。
３	呼吸用保護具の適切な装着の確認 呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認する方法として、フィットファクタ（労働者の顔面と呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数）が呼吸用保護具の種類に応じた要求フィットファクタを上回っていることを確認することを規定。

別添１　告示の概要

https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001017229.pdf

別添２　告示本文（第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等）
https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001017230.pdf

◇第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（厚生労働省告示第 341 号）

［官報］　令和4年11月30日　号外　第255号　211～216頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221130/20221130g00255/20221130g002550211f.html

○厚生労働省告示第 341 号

有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第二十八条の三の二第四項第一号及び第二号、鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号）第五十二条の三の二第四項第一号及び第二号、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十六条の三の二第四項第一号及び第二号並びに粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二十六条の三の二第四項第一号及び第二号の規定に基づき、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和４年 11 月 30 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等

（有機溶剤の濃度の測定の方法等）

第一条　有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下［有機則］という。）第二十八条の三の二第四項（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第三十六条の五において準用する場合を含む。以下同じ。）第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。

一　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下この条及び第七条において［令］という。）第二十一条第十号の屋内作業場における空気中の令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条の三の二第四項第一号の規定による測定を行う場合にあっては、令第二十一条第七号の屋内作業場における空気中の特化則第二条第一項第三号の二に規定する特別有機溶剤（以下第三項において「特別有機溶剤」という。）を含む。以下同じ。）の濃度の測定のうち、塗装作業等有機溶剤の発散源の場所が一定しない作業が行われる単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号。以下「測定基準」という。）第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。次条第四項において同じ。）において行われるもの　測定基準第十三条第五項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項各号に定める方法

二　前号に掲げる測定以外のもの　測定基準第十三条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第一号から第三号までに定める方法

２　前項の規定にかかわらず、有機溶剤の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一　試料空気の採取は、有機則第二十八条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の有機溶剤の濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

二　前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される有機溶剤の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。

三　試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

３　前二項に定めるところによる測定は、測定基準別表第二（特別有機溶剤にあっては、測定基準別表第一）の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

第二条　有機則第二十八条の三の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具（第六項において単に「呼吸用保護具」という。）は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

２　前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。

$$PFr = \frac{C}{C_0}$$

この式において、PFｒ、Ｃ及びＣ₀は、それぞれ次の値を表すものとする。

ＰＦｒ　要求防護係数

Ｃ　有機溶剤の濃度の測定の結果得られた値

Ｃ₀　作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号。以下この条及び第八条において「評価基準」という。）別表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる管理濃度

３　前項の有機溶剤の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

一　Ｃ測定（測定基準第十三条第五項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定をいう。次号において同じ。）を行った場合又はＡ測定（測定基準第十三条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定をいう。次号において同じ。）を行った場合（次号に掲げる場合を除く。）　空気中の有機溶剤の濃度の第一評価値（評価基準第二条第一項（評価基準第四条において読み替えて準用する場合を含む。）の第一評価値をいう。以下同じ。）

二　Ｃ測定及びＤ測定（測定基準第十三条第五項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定をいう。以下この号において同じ。）を行った場合又はＡ測定及びＢ測定（測定基準第十三条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定をいう。以下この号において同じ。）を行った場合　空気中の有機溶剤の濃度の第一評価値又はＢ測定若しくはＤ測定の測定値（二以上の測定点においてＢ剪定を行った場合又は二以上の者に対してＤ測定を行った場合には、それらの測定値のうちの殻大の値）のうちいずれか大きい値

三　前条第二項に定めるところにより測定を行った場合　当該測定における有機溶剤の濃度の測定値のうち最大の値

４　有機溶剤を二種類以上含有する混合物に係る単位作業場所においては、評価基準第二条第四項の規定により計算して得た換算値を測定値とみなして前項第二号及び第三号の規定を適用する。この場合において、第二項の管理濃度に相当する値は、一とするものとする。

５　第一項の指定防護係数は、別表第一から別表第四までの上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。ただし、別表第五の上欄に掲げる呼吸用保護具を使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の有機溶剤の濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具に係る防護係数が、同表の下欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とすることができる。

６　呼吸用保護具は、ガス状の有機溶剤を製造し、又は取り扱う作業場においては、当該有機溶剤の種類に応じ、十分な除毒能力を有する吸収缶を備えた防毒マスク又は別表第四に規定する呼吸用保護具でなければならない。

７　前項の吸収缶は、使用時間の経過により破過したものであってはならない。

第三条　有機則第二十八条の三の二第四項第二号の厚生労働大臣の定める方法は、同項第一号の呼吸用保護具（面体を有するものに隴る。）を使用する労働者について、日本産業規格Ｔ八一五〇（呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法）に定める方法又はこれと同等の方法により当該労働者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数（以下この条において［フィットファクタ］という。）を求め、当該フィットファクタが要求フィットファクタを上回っていることを確認する方法とする。

２　フィットファクタは、次の式により計算するものとする。

$$FF = \frac{C_{out}}{C_{in}}$$

この式において、ＦＦ、C_{out}及びC_{in}は、それぞれ次の値を表すものとする。
ＦＦ　フィットファクタ
C_{out}　呼吸用保護具の外側の測定対象物の濃度
C_{in}　呼吸用保護具の内側の測定対象物の濃度

３　第一項の要求フィットファクタは、呼吸用保護具の種類に応じ、次に掲げる値とする。
一　全面形面体を有する呼吸用保護具　500
二　半面形面体を有する呼吸用保護具　100

（鉛の濃度の測定の方法等）

第四条　鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。）第五十二条の三の二第四項第一号の規定による測定は、測定基準第十一条第三項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項各号に定める方法によらなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、鉛の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。
一　試料空気の採取は、鉛則第五十二条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の鉛の濃度を剪定するために最も適切な部位に装着しなければならない。
二　前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される鉛の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。
三　試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

３　前二項に定めるところによる測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光光度分析方法若しくは原子吸光分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

第五条　鉛則第五十二条の三の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

２　前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。

$$PFr = \frac{C}{C_0}$$

この式において、PFｒ、Ｃ及びC_0は、それぞれ次の値を表すものとする。
ＰＦｒ　要求防護係数
Ｃ　鉛の濃度の測定の結果得られた値
C_0　0.05 mg/m^3

３　前項の鉛の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。
一　Ｃ測定（測定基準第十一条第三項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定をいう。次号において同じ。）を行った場合（次号に掲げる場合を除く。）　空気中の鉛の濃度の第一評価値
二　Ｃ測定及びＤ測定（測定基準第十一条第三項において準用する測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定をいう。以下この号において同じ。）を行った場合　空気中の鉛の濃度の第一評価値又はＤ測定の測定値（二以上の者に対してＤ測定を行った場合には、それらの測定値のうちの最大の値）のうちいずれか大きい値
三　前条第二項に定めるところにより測定を行った場合　当該測定における鉛の濃度の測定値のうち最大の値

４　第一項の指定防護係数は、別表第二別表第三及び別表第四の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。ただし、別表第五の上欄に掲げる呼吸用保護具を使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の鉛の濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具に係る防護係数が、同表の下欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とすることができる。

第六条　第三条の規定は、鉛則第五十二条の三の二第四項第二号の厚生労働大臣の定める方法について準用する。

（特定化学物質の濃度の測定の方法等）

第七条　特化則第三十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。

一　令別表第三第一号６又は同表第二号９からい１１まで、13、13 の２、19、21、22、23、27 の２若しくは 33 に掲げる物（以下この条において「特定低管理濃度特定化学物質」という。）の濃度の測定測定基準第十条第五項各号に定める方法

二　令別表第三第一号３、６若しくは７に掲げる物又は同表第二号１から３まで、３の３から７まで、８の２からＨの２まで、13 から 25 まで、27 から 31 の２まで若しくは 33 から 36 までに掲げる物（以下第八条において「特定化学物質」という。）であって、前号に掲げる物以外のものの濃度の測定　測定基準第十条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第一号から第三号までに定める方法

２　前項の規定にかかわらず、特定低管理濃度特定化学物質の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一　試料空気の採取は、特化則第三十六条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の特定低管理濃度特定化学物質の濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

二　前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される特定低管理濃度特定化学物質の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。

三　試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

３　前二項に定めるところによる測定は、測定基準別表第一の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び同表の下欄に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

$$PFr = \frac{C}{C_0}$$

この式において、PFｒ、Ｃ及びＣ₀は、それぞれ次の値を表すものとする。
ＰＦｒ　要求防護係数
Ｃ　鉛の濃度の測定の結果得られた値
Ｃ₀　0.05 mg/m³

第八条　特化則第三十六条の三の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具（第五項において単に「呼吸用保護具」という。）は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

２　前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。

$$PFr = \frac{C}{C_0}$$

この式において、PFｒ、Ｃ及びＣ₀は、それぞれ次の値を表すものとする。
ＰＦｒ　要求防護係数
Ｃ　特定化学物質の濃度の結果得られた値

Ｃ。 評価基準別表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる管理濃度

３　前項の特定化学物質の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

一　Ｃ測定（測定基準第十条第五項第一号から第四号までの規定により行う測定をいう。次号において同じ。）を行った場合又はＡ測定（測定基準第十条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定をいう。次号において同じ。）を行った場合（次号に掲げる場合を除く。）　空気中の特定化学物質の濃度の第一評価値

二　Ｃ測定及びＤ測定（測定基準第十条第五項第五号及び第六号の規定により行う測定をいう。以下この号において同じ。）を行った場合又はＡ測定及びＢ測定（測定基準第十条第四項において読み替えて準用する測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定をいう。以下この号において同じ。）を行った場合　空気中の特定化学物質の濃度の第一評価値又はＢ測定若しくはＤ測定の測定値（二以上の測定点においてＢ測定を行った場合又は二以上の者に対してＤ測定を行った場合には、それらの測定値のうちの最大の値）のうちいずれか大きい値

三　前条第二項に定めるところにより測定を行った場合　当該測定における特定化学物質の濃度の測定値のうち最大の値

４　第一項の指定防護係数は、別表第一から別表第四までの上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。ただし、別表第五の上欄に掲げる呼吸用保護具を使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の特定化学物質の濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具に係る防護係数が同表の下欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が、当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とすることができる。

５　呼吸用保護具は、ガス状の特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場においては、当該特定化学物質の種類に応じ、十分な除毒能力を有する吸収缶を備えた防毒マスク又は別表第四に規定する呼吸用保護具でなければならない。

６　前項の吸収缶は、使用時間の経過により破過したものであってはならない。

第九条　第三条の規定は、特化則第三十六条の三の二第四項第二号の厚生労働大臣の定める方法について準用する。

（粉じんの濃度の測定の方法等）

第十条　粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。）第二十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、測定基準第二条第一項及び第二項に定める方法によらなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、粉じんの濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一　試料空気の採取は、粉じん則第二十六条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の粉じんの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

二　前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される粉じんの量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。

三　試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

四　粉じんの濃度の測定は、次のいずれかの方法によること。ただし、ロに掲げる方法による場合においては、粉じん則第二十六条第三項の規定による厚生労働大臣の登録を受けた者により、一年以内ごとに一回、定期に較正を受けた測定機器を使用しなければならない。

イ　測定基準第二条第二項の要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方法及び重量分析方法

ロ　相対濃度指示方法（一以上の試料空気の採取においてイに掲げる方法を同時に行うことによって得られ

た数値又は厚生労働省労働基準局長が示す数値を質量濃度変換係数として使用する場合に限る。）

３　前二項に定めるところによる測定のうち土石、岩石又は鉱物の粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エックス線回折分析方法又は重量分析方法によらなければならない。

第十一条　粉じん則第二十六条の三の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

２　前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。

$$PFr = \frac{C}{C_0}$$

この式において、PFｒ、Ｃ及びＣ$_0$は、それぞれ次の値を表すものとする。

ＰＦｒ　要求防護係数

Ｃ　粉じんの濃度の結果得られた値

Ｃ$_0$　３．０／（１・１９Ｑ＋１）（この式において、Ｑは、当該粉じんの遊離けい酸含有率（単位パーセント）の値を表すものとする。）

３　前項の粉じんの濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

一　Ａ測定（測定基準第二条第一項第一号から第二号までの規定により行う測定をいう。次号において同じ。）を行った場合（次号に掲げる場合を除く。）　空気中の粉じんの濃度の第一評価値

二　Ａ測定及びＢ測定（測定基準第二条第一項第二号の二の規定により行う測定をいう。以下この号において同じ。）を行った場合　空気中の粉じんの濃度の第一評価値又はＢ測定の測定値（二以上の測定点においてＢ測定を行った場合には、それらの測定値のうちの最大の値）のうちいずれか大きい値

三　前条第二項に定めるところにより測定を行った場合　当該測定における粉じんの濃度の測定値のうち最大の値第一項の指定防護係数は、別表第一、別表第三及び別表第四の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とする。ただし、別表第五の上欄に掲げる呼吸用保護具を使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の粉じんの濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具に係る防護係数が、同表の下欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の上欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値とすることができる。

第十二条　第三条の規定は、粉じん則第二十六条の三の二第四項第二号の厚生労働大臣の定める方法について準用する。

別表第一（第二条、第五条、第八条及び第十一条関係）

防じんマスクの種類			指定防護係数
取替え式	全面形面体	ＲＳ三又はＲＬ三	50
		ＲＳ二又はＲＬ二	14
		ＲＳ一又はＲＬ一	4
	半面形面体	ＲＳ三又はＲＬ三	10
		ＲＳ二又はＲＬ二	10
		ＲＳ一又はＲＬ一	4
使い捨て式		ＤＳ三又はＤＬ三	10
		ＤＳ二又はＤＬ二	10
		ＤＳ一又はＤＬ一	4
備考　ＲＳ一、ＲＳ二、RS三、ＲＬ一、ＲＬ二、ＲＬ一三ＤＳ一、ＤＳ二、ＤＳ三、ＤＬ一、ＤＬ二及びＤＬ三は、防じんマスクの規格（昭和六十三年労働省告示第十九号）第一条第三項の規定による区分であること。			

別表第二（第二条及び第八条関係）

防毒マスクの種類	指定防護係数

全面形面体	50
半面形面体	10

別表第三（第二条、第五条、第八条及び第十一条関係）

電動ファン付き呼吸用保護具の種類			指定防護係数
全面形面体	Ｓ級	ＰＳ三又はＰＬ三	1,000
	Ａ級	ＰＳ二又はＰＬ二	90
	Ａ級又はＢ級	ＰＳ一又はＰＬ一	19
半面形面体	Ｓ級	ＰＳ三又はＰＬ三	50
	Ａ級	ＰＳ二又はＰＬ二	33
	Ａ級又はＢ級	ＰＳ一又はＰＬ一	14
フード形又はフェイスシールド形	Ｓ級	ＰＳ三又はＰＬ三	25
	Ａ級		20
	Ｓ級又はＡ級	ＰＳ二又はＰＬ二	20
	Ｓ級、Ａ級又はＢ級	ＰＳ一又はＰＬ一	11
備考　Ｓ級、Ａ級及びＢ級は、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成二十六年厚生労働省告示第四百五十五号）第一条第四項の規定による区分（別表第五において同じ。）であること。ＰＳ一、ＰＳ二、ＰＳ三、ＰＬ一、ＰＬ二及びＰＬ三は、同条第五項の規定による区分（別表第五において同じ。）であること。			

別表第四（第二条、第五条、第八条及び第十一条関係）

その他の呼吸用保護具の種類			指定防護係数
循環式呼吸器	全面形面体	圧縮酸素形かつ陽圧形一○、○○○	10,000
		圧縮酸素形かつ陰圧形	50
		酸素発生形	50
	半面形面体	圧縮酸素形かつ陽圧形	50
		圧縮酸素形かつ陰圧形	10
		酸素発生形	10
空気呼吸器	全面形面体	プレッシャデマンド形	10,000
		デマンド形	50
	半面形面体	プレッシャデマンド形	50
		デマンド形	10
エアラインマスク	全面形面体	プレッシャデマンド形	1,000
		デマンド形	50
		一定流量形	1,000
	半面形面体	プレッシャデマンド形	50
		デマンド形	10
		一定流量形	50
	フード形又はフェイスシールド形	一定流量形	25
ホースマスク	全面形面体	電動送風機形	1,000
		手動送風機形又は肺力吸引形	50
	半面形面体	電動送風機形	50
		手動送風機形又は肺力吸	10

		引形	
	フード形又はフェイスシールド形	電動送風機形	25

別表第五（第二条、第五条、第八条及び第十一条関係）

呼吸用保護具の種類		指定防護係数
半面形面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具	Ｓ級かつＰＳ三又はＰＬ三	300
フード形の電動ファン付き呼吸用保護具		1,000
フェイスシールド形の電動ファン付き呼吸用保護具		300
フード形のエアラインマスク	一定流量形	1,000

****

[4] ***高圧ガス保安法等の一部改正関係***

◇高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 363 号）

［官報］ 令和４年 11 月 30 日　本紙　第 868 号　2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221130/20221130h00868/20221130h008680002f.html

あらまし

◇高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第363号）（経済産業省）

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和五年三月二〇日とすることとした。

◇高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第 364 号）

［官報］ 令和４年 11 月 30 日　本紙　第 868 号　3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221130/20221130h00868/20221130h008680003f.html

あらまし

◇高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第364号）（経済産業省）

一　電気事業法施行令の一部改正関係

１　登録適合性確認機関の登録等の有効期間を三年とすることとした。（第四一条関係）

２　電気事業法（昭和三九年法律第一七〇号）第四六条に基づく経済産業大臣の権限は、電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が行うものとすることとした。（第四六条第三項関係）

二　関係政令の整備

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七四号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、関係政令について所要の整備を行うこととした。（第二条～第四条関係）

三　経過措置

改正法附則第四条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、同項に規定する小規模事業用電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長が行うものとすることとした。（第五条関係）

四　施行期日

この政令は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年三月二〇日）から施行することとした。

****

[5] ***令和５年度版の少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の申出手続、電子申出の提出マニュアルの公表***

◇令和５年度版の少量新規化学物質の申出手続、電子申出の提出マニュアルの公表

＜経済産業省　2022 年 11 月 21 日＞

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_index.html
○「少量新規化学物質の申出手続について（令和５年度版）」
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/shoryoshinkiuketsukeR5.pdf
○「e-Gov 電子申請システムを使用した少量新規化学物質・低生産量新規化学物質申出製造輸入提出マニュアル（令和５年度版）」
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/R5e-gov_guide.pdf
---

◇令和５年度版の低生産量新規化学物質の申出手続、電子申出の提出マニュアルの公表
＜経済産業省　2022 年 11 月 21 日＞
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_teiseisan.html
○「低生産量新規化学物質の申出手続について（令和５年度版）」
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/teiseisan_uketsukeR5.pdf
○（経済産業省）「e-Gov 電子申請システムを使用した少量新規化学物質・低生産量新規化学物質申出製造輸入提出マニュアル（令和５年度版）」
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/information/shinki/R5e-gov_guide.pdf
****

[6] ***環境関連法改正情報***

◇環境関連法改正情報：2022 年 10 月改正情報
＜産業環境管理協会(JEMAI)　2022 年 11 月 22 日＞　https://www.e-jemai.jp/jemai_club/act_amendment/
****

[7] ***食品安全衛生関係***

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（令和４年 11 月 22 日生食発 1122 第１号）
＜厚生労働省　2022 年 11 月 24 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T221124I0020.pdf

生食発１１２２第１号
令和４年１１月２２日

都道府県知事
各　保健所設置市長　殿
特別区長

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和４年厚生労働省告示第 337 号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第１　改正の概要

以下の品目について、食品中の残留基準値を設定又は改正したこと（別紙参照）。

農薬エトフェンプロックス、動物用医薬品塩化ジデシルジメチルアンモニウム、動物用医薬品オルトジクロロベンゼン、動物用医薬品クロキサシリン、農薬テトラコナゾール、動物用医薬品及び飼料添加物ナイカルバジン、農薬フェンピロキシメート、農薬フルエンスルホン並びに農薬フロラスラム

第２　適用期日

１　規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して１年を経過した日から適用すること。

＜告示の日から起算して１年を経過した日から適用する食品の残留基準値＞

農薬等	食品
エトフェンプロックス	米（玄米をいう。）、小麦、大豆、えんどう、らっかせい、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、キャベツ、芽キャベツ、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
テトラコナゾール	トマト、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
フェンピロキシメート	大豆、きゅうり（ガーキンを含む。）、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、その他のうり科野菜、その他の野菜、その他の野菜（ずいきに限る。）、その他の野菜（ずいき、もやし、れんこんを除く。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗こうを除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、キウィー、キウィー（果皮を含む。）、マンゴー及び綿実
フルエンスルホン	かんしょ、こまつな、きゅうり（ガーキンを含む。）、すいか及びその他のスパイス（その他のスパイス（根又は根茎に限る。）を除く。）

２　規制対象について

告示の日から起算して１年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、「第３　運用上の注意」１において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用すること。

第３　運用上の注意

１　残留基準値関係

⑴　別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）を適用すること。ただし、クロキサシリン及びナイカルバジンは、規格基準告示の第１　食品の部Ａ　食品一般の成分規格の１に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当するため、表中にない食品に含有されるものであってはならないこと。

⑵　今回残留基準値を設定する「エトフェンプロックス」とは、エトフェンプロックスのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑶　今回残留基準値を設定する「塩化ジデシルジメチルアンモニウム」とは、塩化ジデシルジメチルアンモニウムのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑷　今回残留基準値を設定する「オルトジクロロベンゼン」とは、オルトジクロロベンゼンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑸　今回残留基準値を設定する「クロキサシリン」とは、クロキサシリンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑹　今回残留基準値を設定する「テトラコナゾール」とは、テトラコナゾールのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑺　今回残留基準値を設定する「ナイカルバジン」とは、N,N’-ビス（4-ニトロフェニル）尿素（ＤＮＣ）とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑻－①　今回残留基準値を設定する「フェンピロキシメート」とは、農産物にあってはフェンピロキシメートのみとし、畜産物にあってはフェンピロキシメート及び代謝物Ｄ【(E)-4-[(1,3-ジメチル-5-フェノキシピラゾール-4-イル)メチレンアミノオキシメチル]安息香酸】をフェンピロキシメートに換算したものの和とすること。

なお、改正前の残留の規制対象は、農産物にあってはフェンピロキシメートのみとし、畜産物にあって

はフェンピロキシメート、代謝物Ｇ２をフェンピロキシメートに換算したもの及び代謝物Ｍ－３をフェンピロキシメートに換算したものの和であること。

⑻－②　「その他の野菜」に設定されているフェンピロキシメートの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他の野菜（ずいきに限る。）」及び「その他の野菜（ずいき、もやし、れんこんを除く。）」として残留基準値を設定する。

⑼－①　今回残留基準値を設定する「フルエンスルホン」とは、農産物にあってはフルエンスルホン及び代謝物ＢＳＡ【3,4,4-トリフルオロブタ-3-エン-1-イルスルホン酸】をフルエンスルホンに換算したものの和とし、畜産物にあってはフルエンスルホンとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

⑼－②　「その他のスパイス」に設定されているフルエンスルホンの残留基準値については、現行の残留基値を削除し、「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」として残留基準値を設定する。

⑽　今回残留基準値を設定する「フロラスラム」とは、フロラスラムのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

２　その他

今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農薬エトフェンプロックス及び農薬フェンピロキシメートに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。

◇みその表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委員会・消費者庁告示第11号）

［官報］　令和4年11月30日　号外　第255号　84～85頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221130/20221130g00255/20221130g002550084f.html

---

◇食品表示法に基づく食品表示基準の一部改正に係る消費者委員会への諮問について

＜消費者庁　2022年11月30日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/031282/

1.諮問内容

食品表示基準の一部改正

2.諮問に至った経緯

下記の内容を踏まえて食品表示基準を一部改正するものです。

(1)アレルギー原因物質を含む食品である「くるみ」については、現在、表示を推奨する品目としているが、即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査の結果等から、専門家の意見を踏まえ、アレルギー表示の対象品目である特定原材料として「くるみ」を追加することとする。

(2)今後、厚生労働省による安全性審査を経て、エイコサペンタエン酸(EPA)及びドコサヘキサエン酸(DHA)を産生させるために遺伝子組換えが行われたなたねに由来する食品が国内に流通することが見込まれることから、遺伝子組換え表示制度における特定遺伝子組換え農産物としての表示の対象に当該なたねを追加することとする。

◇食品安全関係情報を更新しました（最新2週間（令和4年10月22日～令和4年11月4日）の海外情報）

＜内閣府食品安全委員会　2022年11月22日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2022&from_month=10&from_day=22&to=struct&to_year=2022&to_month=11&to_day=4&max=100

◇食品安全情報(化学物質)No.24(2022)

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2022年11月24日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202224c.pdf

****

［8］ ***エネルギー問題***

◇米国で合成メタン製造・輸入へ　国内供給の1%、東京ガスなど4社

＜朝日新聞　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQCY51HZQCYULFA00X.html

東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、三菱商事の 4 社は 29 日、米国で再生可能エネルギー由来の水素（H2）と二酸化炭素（CO2）からメタンガス（CH4）を生産し、日本に輸入するプロジェクトの検討に入ると発表した。2030 年までに都市ガス 3 社の国内供給量の 1%にあたる年 13 万トンの生産をめざす。世界最大のプロジェクトになるという。

風力発電や太陽光発電がさかんな米テキサス州やルイジアナ州で水を電気分解して水素を製造し、工場などから出る CO2 と合成させてメタンをつくる。三菱商事が出資する液化天然ガス（LNG）基地の設備を活用し、天然ガスと同じように液化して日本へ運ぶという。

合成メタンは原料に CO2 を使うため､燃やしても実質的に大気中の CO2 を増やさない｢カーボンニュートラル｣の燃料として注目されている。メタンは天然ガス（都市ガス）の主成分で、国内でも導管などをそのまま使えるのもメリットだ。

課題はコストだ。合成メタンの製造費用は LNG の 2～3 倍かかると試算され、政府に支援を求めている。

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件（案）に関する御意見の募集について

＜厚生労働省　2022 年 11 月 21 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220239&Mode=0

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案)」(農薬等（エンラマイシン等 12 品目）の残留基準の改正並びにニタルソン及びロキサルソン試験法等の設定及び酢酸トレンボロン試験法の改正）及び「食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（案)」に関する御意見の募集について

＜厚生労働省　2022 年 11 月 21 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495220241&Mode=0

◇水質汚濁に係る環境基準について付表６のシマジン及びチオベンカルブの測定方法の改正案に対する意見の募集（パブリックコメント）について

＜環境省　2022 年 11 月 25 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220047&Mode=0

◇「モントリオール議定書附属書に掲げる物質の輸入の確認について」等の一部改正案に対する意見募集について

＜経済産業省　2022 年 11 月 21 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595222068&Mode=1

◇ジメトモルフに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について

＜内閣府食品安全委員会　2022 年 11 月 24 日＞

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_no_dimethomorph_041124.html

---

[公募結果、意見募集結果]

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案)」(農薬等（エトフェンプロックス等９品目）の残留基準の設定又は改正）に関する御意見の募集について寄せられた御意見について

＜厚生労働省　2022 年 11 月 22 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220129&Mode=1

◇「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」の変更案及び関係政省令の一部改正に対する意見募集の結果について
＜環境省　2022 年 11 月 22 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220030&Mode=1

◇「生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について
＜環境省　2022 年 11 月 24 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220022&Mode=1

◇「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について
＜環境省　2022 年 11 月 24 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=195220023&Mode=1

◇令和４年度グリーンファイナンスモデル事例創出事業に係るモデル事例の選定について【京都府】
＜環境省　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00737.html

---

[統計資料]
◇令和２（2020）年度 国民医療費
＜厚生労働省　2022年11月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin//hw/k-iryohi/20/index.html
◇最近の調剤医療費（電算処理分）の動向　令和4年度4～7月号
＜厚生労働省　2022年11月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/topics/medias/c-med/2022/07/
◇最近の医科医療費（電算処理分）の動向　令和4年度4～7月号
＜厚生労働省　2022年11月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/topics/medias/ika_iryou/2022/07/
◇最近の医療費の動向-MEDIAS-令和４年度７月号
＜厚生労働省　2022 年 11 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/topics/medias/month/22/07.html

****

[10] *その他省庁発表*
◇種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 1907、1908 号）
　　［官報］　令和４年 11 月 29 日　本紙　第 867 号　3～6 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20221129/20221129h00867/20221129h008670003f.html

---

◇出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産省告示第 1910 号）
　　［官報］　令和４年 11 月 30 日　本紙　第 868 号　5 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20221130/20221130h00868/20221130h008680005f.html

---

◇出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（農林水産省告示第 1911 号）
　　［官報］　令和４年 11 月 30 日　本紙　第 868 号　5 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20221130/20221130h00868/20221130h008680005f.html

****

[11] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*
[開催案内]
・添加物専門調査会（第 189 回）の開催について【12 月 7 日開催】
＜内閣府　2022 年 11 月 29 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/tenkabutu/annai/te_annai_189.html
（１）ポリビニルアルコールに係る食品健康影響評価について

（２）亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸カリウム及びピロ亜硫酸ナトリウムに係る食品健康影響評価について

（３）その他

・令和４年度第２回温室効果ガス排出削減等指針検討委員会の開催について　　12 月８日

＜環境省　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00858.html

温室効果ガス排出削減等指針に係る参考情報およびファクトリスト案について

・令和４年度中央鉱山保安協議会（第２回）　　12 月８日

＜経済産業省　2022 年 11 月 29 日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/48432

1. 特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針に係る答申（案）について
2. 鉱業労働災害防止計画に係る答申（案）について

・第十一期食品成分委員会（第 23 回）の開催について　　12 月６日

＜文部科学省　2022 年 11 月 29 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agmTadaaxHfNbwbI

1. 新規収載値（案）について
2. 令和５年度分析食品リスト（案）について
3. 企画作業部会での検討事項の報告について
4. 第 11 期食品成分委員会の調査事項の進捗状況について
5. その他

・第 69 回 食品表示部会【12 月７日開催】

＜内閣府　2022 年 11 月 30 日＞

https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/069/kaisai/index.html

食品表示基準の一部改正（アレルギー表示の特定原材料追加　他）に係る審議

・中央教育審議会大学分科会大学振興部会（第７回）の開催について　　12 月６日

＜文部科学省　2022 年 11 月 29 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agmTadaaxHfNbwbL

(1)「出口の質保証」に関する審議

(2)「学生保護の仕組みの整備」に関する審議

(3)　その他

・令和４年度　安全科学研究部門講演会「経済成長と環境保全・産業保安の両立～安全科学の新たなる挑戦～」の開催について　　２月７日（火）13:30～17:10

＜産業技術総合研究所(AIST)　2022 年 11 月 22 日＞　https://riss.aist.go.jp/symposium2023/

[開催記録、報告、資料等]

・第５回　医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会の議事録　　10 月 27 日

＜厚生労働省　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m35QUbVj-WURF_wJY

（１）シンクタンク等からのヒアリング

（２）その他

・原子力損害賠償紛争審査会（第 60 回）　配付資料　　11 月 28 日

＜文部科学省　2022 年 11 月 29 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agmTadaaxHfNbwbH

（審 60）資料１　避難指示区域の状況について　他　９点

・第５回　医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会の議事録　　10月27日

＜厚生労働省　2022年11月30日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29441.html

（１）シンクタンク等からのヒアリング

（２）その他

・「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について　　11月30日

＜農林水産省　2022年11月30日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221130_3.html

・東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）第 24 回政府間会合の結果について
　　11 月 24～25 日、フィリピン・マニラ
＜環境省　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/110235_00001.html
今次会合では、前回会合で創設された EANET プロジェクトとして、日本が主導して策定した２つのプロジェクトを含む８件のプロジェクトが採択されました。また、EANET プロジェクト制度の本格稼働に際し、事務局の運営管理強化ガイドラインの改訂に向けて、その手順と改訂時期が定められました。
・若者の海外留学促進キャンペーン「トビタテ！留学 JAPAN」第１ステージ成果報告会～第 2 ステージに向けて～（11/29 掲載）　　11 月 18 日
＜文部科学省　2022 年 11 月 29 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agmTadaaxHfNbwbG
****

[12] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（疑似患畜、福島県伊達市）
＜環境省　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/111080_00011.html
・鹿児島県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 17 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221129_7.html
・福島県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
＜農林水産省　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221129.html
・和歌山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
＜農林水産省　2022 年 11 月 30 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221130_2.html
・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（陽性確定、富山県射水市（野鳥国内 71 例目））
＜環境省　2022 年 11 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00052.html
・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（陽性確定、長崎県諫早市（野鳥国内 70 例目））
＜環境省　2022 年 11 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00051.html
・野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について　（陽性確定、北海道浦幌町（野鳥国内 67 例目））
＜環境省　2022 年 11 月 30 日＞　https://www.env.go.jp/press/111118_00048.html
・千葉県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内18例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について
＜農林水産省　2022年11月30日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221130.html
・鹿児島県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内19例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について
＜農林水産省　2022年11月30日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/221130_1.html

・サル痘は「M 痘」に　名称変更推奨、WHO
＜共同通信　2022 年 11 月 28 日＞　https://www.47news.jp/news/8626671.html
　世界保健機関（WHO）は 28 日、動物由来のウイルス感染症「サル痘」の名称を「M 痘」とするよう推奨した。1 年間の移行期間を経て完全に変更するとしている。M は英語でサルを意味する「MONKEY」の頭文字。
　自然界の宿主がアフリカに生息する齧歯類とみられている上、偏見を避けるため動物や国・地域などの固有名詞を病名に付さないとの 2015 年の指針に基づき変更を決めた。ウイルスが 1958 年にデンマークで実験動物のサルから発見されたため、サル痘と命名されていた。

◇*その他*

・電気代値上げで図書館の開館短縮　大阪大、日曜・祝日は閉館

＜共同通信　2022 年 11 月 28 日＞　https://www.47news.jp/news/8625387.html

大阪大は、電気代の値上げが大学の運営に与える影響が大きいとして、12 月から光熱費節約のため四つある図書館のうち 3 館で開館時間を短縮する。来年 3 月までの対応で電気代を約 3 割削減できる見込み。

昨年度に比べて電気代が大学全体で 27 億円増える見通しになっており、阪大は「学生の勉学や研究に影響が生じかねず心苦しい」としている。

対象は総合図書館と理工学図書館、生命科学図書館の三つ。平日と土曜は開館時間を繰り下げたり閉館を早めたりするなどして 1～3 時間短縮し、日曜と祝日は閉館とする。2 月以降はさらに開館時間の短縮などを予定している。

・「日本このままじゃダメ」東大が女性教員を増やすわけ　林香里理事

＜朝日新聞　2022 年 11 月 30 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQCY3S6GQCSUTIL02R.html

東京大は 11 月 18 日、2027 年度までに女性の教授と准教授を約 300 人採用するといった女性リーダー育成策を発表しました。担当の林香里理事・副学長に狙いを聞きました。

日本の女性研究者の比率は非常に低い状態が続いている=図。高等教育への女性参加はかなり早かったのに、女性研究者は十分に採用されず、多くの女性たちがキャリアを諦めてきた。東大としてその状況を是正し、アンバランスを正すことは、決して男性差別ではない。

東大は教員全体に占める女性の割合を 25%に上げる目標を 6 年前から掲げている。現在、16%。行動を起こすには具体的な人数を示さないと達成できない。実際は 300 人の採用でも足りないくらいだ。

海外から優秀な教員を積極的に採る。東大が世界でトップレベルの研究水準を維持するには、多様性が不可欠と考える。

このプロジェクトの大前提は…

・九大旧キャンパス、文化財登録へ　福岡市

＜時事ドットコム　2022 年 11 月 29 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022112800402&g=jfn

九州大学旧箱崎キャンパス（福岡市）の工学部本館を含む４棟の建物が、国の登録有形文化財に登録される見通しになった。九大は建物を保存し、新たな学びの拠点づくりに生かすことを検討する。

対象は工学部本館と本部建築課棟、本部事務室棟、門衛所。全て九州帝国大学建築課長だった倉田謙氏によって１９２５～２７年に設計された。鉄筋鉄骨コンクリートなど当時の最先端技術によって建築され、また、九大のシンボルとして知られていることが決め手になったという。

********** 以上 **********